

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

## 栃木国民年金 事案 918

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

60 歳になり、年金について銀行の国民年金相談窓口で相談をした際に分かったことだが、申立期間の 1 年間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回かつ 12 か月と短期間である上、申立人は、国民年金に加入した以降、申立期間を除き未納が無く、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料を過年度納付しており、未納期間の解消に努めているとともに、62 年 4 月から 60 歳までの約 22 年間は、全て前納制度を利用して保険料を納付しているなど、保険料の納付に対する意識は高かったことがうかがえることから、申立期間についてのみ保険料を納付していなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間前から現在に至るまで A 市外へ転出したことが無く、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況等に大きな変化はなかったものと推認され、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和57年2月1日であると認められることから、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年8月生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月1日から同年7月1日まで  
② 昭和57年1月31日から同年2月1日まで  
③ 昭和57年2月1日から同年7月1日まで

申立期間②について、昭和44年4月1日にC社（現在は、B社）に勤務し始めてから、平成18年3月31日に退職するまでDグループ会社に継続して在籍していたので、1日の空白もあるはずがない。申立期間①及び③については、在籍期間中に報酬が減額されたことは無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社から提出された人事関係資料、D企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳及びD健康保険組合から提出された被保険者台帳から、申立人がDグループ会社に継続して勤務し（昭和57年2月1日にA社からC社に異動）、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人の資格喪失日は昭和57年1月31日となっているが、D企業年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳では、申立人がA社で同年2月1日に同基金加入員資格を喪失し、同日にC社で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い上、同基金は「申立期間当時、資格喪失届は複写式の様式を使用していた。」としていることから、A社では申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格喪失届に、複写式の用紙を使用し、同基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所（当時）

に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 57 年 2 月 1 日に申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 56 年 12 月のオンラインの記録から、26 万円とすることが妥当である。

申立期間①及び③について、B 社は当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人に係る申立期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

一方、申立人に係る当該企業年金基金及び当該健康保険組合の申立期間の標準報酬月額に係る記録はオンライン記録と一致している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額に係る記録について、遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から平成元年 11 月まで  
申立期間の国民年金保険料は口座振替で納めていた。また、妻が納付済みとなっているのに、私が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「口座振替で国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人及びその妻の預金口座の取引明細書を確認したところ、申立人の当該取引明細書では、申立期間の保険料を口座振替により納付した形跡は見当たらず、その妻の当該取引明細書については、昭和 62 年以降一人分の保険料の額が口座振替されたことは確認できるものの、申立人分の保険料納付を確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 12 月に払い出されており、この時点で申立期間のうち昭和 56 年 4 月から平成元年 10 月までは時効により保険料が納付できない期間である。

さらに、申立人の平成元年 12 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料は、4 年 1 月 17 日に納付されていることが A 市（当時は、B 町）の国民年金被保険者名簿から確認でき、これは同日の時点で納付可能であった元年 12 月まで最大限遡って納付したものであることから、申立期間のうち昭和 56 年 4 月から平成元年 11 月までの期間については、時効により納付できなかつたと考えられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、このほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年10月までの期間、15年7月から16年6月までの期間及び同年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から同年10月まで  
② 平成15年7月から16年6月まで  
③ 平成16年7月から同年10月まで

申立期間当時、国民年金保険料については、母が毎年、町の出張所で免除申請の手続を行っていたので、申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料の免除申請には直接関与しておらず、申立期間の免除申請を行っていたとする母親から聴取しても、「申立期間に係る免除申請の時期についての記憶は定かではない。」としているなど、当時の記憶は曖昧であることから、免除申請の状況が不明である。

また、保険料の免除の承認期間は、月を単位として、「免除の申請のあった日の属する月の前月から」と定められているところ、オンライン記録によると、申立期間①後の平成14年11月から15年6月までの期間については、14年12月24日付けで、申立期間③後の16年11月から17年6月までの期間については、16年12月27日付けで免除申請が行われていることが確認できるものの、申立期間①から③までに係る免除申請が行われた記録は見当たらない。

さらに、平成16年12月27日付けで行われた免除申請については、管轄する年金事務所に申立人の国民年金保険料免除申請書が残存しており、オンライン記録の受付日と一致していることが確認できる上、申立期間は平成14年度から16年度までの3年にわたっており、3年続けて行政側に記録管理の誤りがあったとも考え難い。

このほか、申立人の母親が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料に係

る免除申請を行ったことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 55 年 3 月まで

私が 20 歳になった時は学生だったので、母親が役場で国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受け保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった時は学生だったので、母親が役場で国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受け保険料を納付してきた。」と主張しているが、申立人及びその母親に聴取しても、加入手続の時期及び保険料の納付方法等については全く覚えていないとしており、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 8 月に払い出されており、この時点で、申立期間のうち、52 年 2 月から 53 年 6 月までの期間については、時効により保険料を納付できない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から41年3月まで  
私の親は国民年金に加入し、保険料は町内の人を通じて納めていたので、私の国民年金についても加入し、保険料も納めてくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、自らは関与せず親に任せていたとしており、その親（両親）は既に他界していることから、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の保険料は親が町内の人（納付組合と思われるとしている。）を通じ納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年10月の時点では、申立期間に係る保険料は既に過年度保険料となっており、納付組合等では取扱うことができない上、申立期間の一部（38年11月から39年6月までの期間）については時効により納付できない期間であった。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が付与された形跡がうかがえず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1603

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 1 日から平成 2 年 12 月 1 日まで  
申立期間については、A社（後に、B社に社名変更）に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、加入記録が無いことに納得がいかない。確認して正しい記録にしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立期間の始期である昭和 53 年 7 月 1 日に、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、申立期間の終期である平成 2 年 12 月 1 日に、当該事業所は、B社と社名を変更して新規に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。

また、オンライン記録において、当該事業所に係る商業登記簿謄本に役員として記載されている事業主を含む 4 名及び元同僚 1 名の申立期間に係る厚生年金保険の記録は、2 名が未加入期間となっており、3 名は申立人と同様に国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 60 年 8 月に国民年金手帳記号番号を取得しており、申立期間の一部において保険料免除期間となっていることから、国民年金に加入していることを認識したうえで当該保険料の免除申請をしたと考えられる。

加えて、申立人は、「取引先のC社又はD社で厚生年金保険に加入していたかもしれない。」と主張しているが、両事業所において厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、厚生年金保険料の控除の有無、健康保険証の所持等に係る記憶は不明瞭である。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1604

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで  
勤務していた会社を昭和 40 年 3 月で退職し、同年 4 月から父の経営する A 社に勤めたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録がもれているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 社に勤務し社会保険事務を担当していたとする元従業員の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該元従業員は、申立人の厚生年金保険の加入状況については不明としている。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、事業主であった父親及び同僚 2 名とともに、昭和 42 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、事業主であった父親は他界しており、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 16 日から 40 年 8 月 7 日まで  
② 昭和 41 年 1 月 12 日から同年 9 月 20 日まで

年金機構からはがきが届き、脱退手当金が支給済みとされていることを知った。しかし、A社の退職時に、会社から脱退手当金についての説明は一切無く、退職金等も出ないと言われていた。また、自分で脱退手当金を請求し受給した記憶も無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年2月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、元同僚は、「会社が社会保険事務所（当時）に請求してくれた。」と回答していることから、事業主による代理請求が行われた可能性も考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1606

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 38 年 12 月 16 日まで  
年金を請求する少し前に社会保険事務所（当時）に出向いた時に、申立期間は、脱退手当金をもらっているとの説明を受けたが、私はもらっていない。  
今回、日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうかのご確認について」というはがきをもらったので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和38年12月16日）から約9か月後の昭和39年9月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 5 月 1 日から 24 年 3 月 1 日まで  
A組合に、昭和 22 年 6 月から 25 年 8 月まで続けて勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A組合は、申立期間中の昭和 23 年 8 月 15 日に、その前身のB会から改組しており、当該両事業所において厚生年金保険の被保険者期間のある 18 名のうち、住所が判明した 4 名に照会したところ、申立人のB会及びA組合における勤務期間を記憶している同僚はおらず、申立人も「B会という事業所名に覚えは無く、最初からA組合だったと思う。」と供述しているなど、申立人が申立期間において、当該 2 事業所に継続して勤務していた事実を推認することは困難である。

また、A組合は 2 度にわたって合併しており、現存する事業所に照会しても、申立期間当時の人事記録等は保存されておらず、当時の事業主は厚生年金保険被保険者記録が見当たらない上、事務担当者は他界しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1608 (事案 150 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 2 日から 20 年 4 月 19 日まで  
前回の申立てにおいて、記録訂正が認められなかったことに納得がいかない。前回の審議結果を受け取った後、A学院同窓会名簿を入手したので、再度調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の供述及び元同僚の家族の証言等から、申立人が申立期間当時、B社に勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料が無いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、申立人の氏名が記載されているA学院同窓会名簿を提出しており、当該名簿及び元同僚の証言から、申立人が同学院に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、同学院同窓会名簿より申立人と同じ課に所属していた 32 名中、特定できた 16 名のB社に係る厚生年金保険加入記録は、申立人と同様に昭和 17 年 6 月 1 日付けで資格取得し、同年 10 月 2 日付けで資格喪失している者が 3 名、17 年 6 月 1 日付けで資格取得し、20 年 8 月 28 日付けで資格喪失している者が 2 名、記録の無い者が 11 名という内訳であった。

また、同学院は、昭和 17 年 10 月 1 日に開校したことが、元同僚が保管している日記帳により推認できる。

さらに、申立人と同様の記録である元同僚の一人が所持する国民労務手帳の



労働者年金保険関係事項欄には、A社での資格取得日及び資格喪失日の記載があり、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 11 年 6 月 30 日まで  
年金事務所の職員から、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。可能であるなら、元の記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が適用事業所でなくなった平成 11 年 6 月 30 日付けで、申立人の 9 年 8 月から 11 年 5 月までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、50 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが事業所記録照会回答票等から確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、社会保険料納付の遅延はあったが、標準報酬月額を遡及して引き下げる手続について記憶に無い。」としているが、「社会保険事務所(当時)に対する同社の適用事業所でなくなる手続については自ら行い、事業所が適用事業所ではなくなる前から、社会保険事務所の職員に保険料の納付方法について相談していた。」と証言している。

さらに、当該事業所に係る滞納処分票によると、減額処理日(平成 11 年 6 月 30 日)時点において滞納保険料があったことが確認できる上、申立人と社会保険事務所の担当者が滞納保険料について相談していることが確認できることから、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正についても関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。